

○文部科学省訓令第十七号

文部科学省行政文書管理規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

文部科学省行政文書管理規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 管理体制（第三条—第九条）
- 第三章 作成（第十条—第十二条）
- 第四章 整理（第十三条—第十五条）
- 第五章 保存（第十六条—第十八条）
- 第六章 行政文書ファイル管理簿（第十九条・第二十条）
- 第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第二十一条—第二十三条）
- 第八章 点検・監査及び管理状況の報告等（第二十四条—第二十六条）
- 第九章 研修（第二十七条・第二十八条）
- 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条・第三十条）
- 第十一章 换則（第三十一条・第三十二条）

文部科学大臣 下村 博文

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、文部科学省（スポーツ庁及び文化庁を含む。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第二条 この訓令における用語の定義は、次の各号の掲げるとおりとする。

- 一 「行政文書」とは、文部科学省の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であつて、文部科学省の職員が組織的に用いるものとして、文部科学省が保有しているものをいう。ただし、法第二条第四項各号に掲げるものを除く。
- 二 「行政文書ファイル等」とは、文部科学省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- 三 「行政文書ファイル管理簿」とは、文部科学省における行政文書ファイル等の管理を適切に行

うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

四 「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成十九年四月十三日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。

## 第二章 管理体制

### （総括文書管理者）

第三条 文部科学省に総括文書管理者一名を置く。

- 2 総括文書管理者は、官房長をもつて充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
  - 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
  - 三 行政文書の管理に関する研修の実施
  - 四 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
  - 五 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
  - 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括
- （公文書監理官）

第三条の二 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

第四条 文部科学省に副総括文書管理者一名を置く。

2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもつて充てる。

3 副総括文書管理者は、第三条第三項各号に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。

(主任文書管理者)

第五条 国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院及び日本芸術院（次項及び第三十条第二項において「施設等機関等」という。）に、総括文書管理者の指名するところにより、それぞれ主任文書管理者を一名置く。

2 主任文書管理者は、総括文書管理者の命により、当該施設等機関等における行政文書の管理に関する事務を総括する。

(文書管理者)

第六条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を指名する。

2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

一 保存

二 保存期間が満了したときの措置の設定

三 行政文書ファイル管理簿への記載

四 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等

五 管理状況の点検等

六 行政文書の作成、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

（文書管理担当者）

第七条 文書管理者は、その事務を補佐するものとして、文書管理担当者を指名する。

2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者にその氏名又は役職等を報告しなければならない。

（監査責任者）

第八条 文部科学省に監査責任者一名を置く。

2 監査責任者は、大臣官房総務課長をもつて充てる。

3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

（職員の責務）

第九条 職員は、法の趣旨にのつとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

### （文書主義の原則）

第十条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第四条の規定に基づき、法第一条の目的の達成に資するため、文部科学省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに文部科学省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

#### （別表第一の業務に係る文書作成）

第十一条 別表第一に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参照して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、文部科学省内部の打合せや文部科学省外部の者との折衝等を含め、別表第一に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

#### （適切・効率的な文書作成）

第十二条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があつた場合は、その指示を行つた者の確認も経るものとする。

2 文部科学省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、文部科学省の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等に

ついても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるよう記載するものとする。

3 文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第一号）、送り仮名の付け方（昭和四十八年内閣告示第二号）及び外来語の表記（平成三年内閣告示第二号）等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

#### 第四章 整理

##### （職員の整理義務）

第十三条 職員は、次条及び第十五条に従い、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- 二 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること。
- 三 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

##### （分類・名称）

第十四条 行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三

段階の階層構造）に分類（別表第一に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かれやすい名称を付さなければならぬ。

#### （保存期間）

- 第十五条 文書管理者は、別表第一に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
- 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 第十三条第一号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 第十三条第一号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第二条第六項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、一年以上の保存期間を定めるものとする。
- 第十三条第一号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として一年以上の保存期間を定めるものとする。
- 第十三条第一号の保存期間の設定においては、前二項の規定に該当するものを除き、次の各号に該当する文書について保存期間を一年未満とすることができます。
  - 一 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
  - 二 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
  - 三 出版物や公表物を編集した文書
- 文部科学省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

五 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなつた文書

六 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

七 保存期間表において、保存期間を一年未満と設定することが適當なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

8 第十三条第一号の保存期間の設定においては、通常は一年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であつても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。

9 第十三条第一号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下この項及び第十一項において「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、文書作成取得日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

10 第十三条第一項第三号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

11 第十三条第一項第三号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、ファイル作成日から一年以内の日であつて四月一日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日とする。

11 第八項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

## 第五章 保存

### (行政文書ファイル保存要領)

第十六条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紙文書の保存場所・方法
- 二 電子文書の保存場所・方法
- 三 引継手続
- 四 その他適切な保存を確保するための措置

### (保存)

第十七条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りではない。

### (集中管理の推進)

第十八条 文部科学省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定める

ところにより、推進するものとする。

## 第六章 行政文書ファイル管理簿

### （行政文書ファイル管理簿の調製及び公表）

第十九条 総括文書管理者は、文部科学省の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号。以下「施行令」という。）第十一條の規定に基づき、文書管理システムをもつて調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

### （行政文書ファイル管理簿への記載）

第二十条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が一年以上の中のに限る。）の現況について、施行令第十一條第一項各号に掲げられる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 第一項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

## 第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長

### （保存期間が満了したときの措置）

- 第二十一条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第二に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第五条第五項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 行政文書ファイル等（保存期間が一年以上のものに限る。）については、総括文書管理者の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

### （移管又は廃棄）

第二十二条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前条第一項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとする

ときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 文書管理者は、保存期間を一年未満とする行政文書ファイル等であつて、第十五条第六項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第四項、第五項及び第七項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、文部科学省は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本項に基づき、どのような類型の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。

4 文書管理者は、第一項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。

5 総括文書管理者は、内閣府から、法第八条第四項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないよう求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。  
(保存期間の延長)

第二十三条 文書管理者は、施行令第九条第一項に掲げる場合にあつては、同項に定めるところによ

り、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

- 2 文書管理者は、施行令第九条第二項に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならない。

## 第八章 点検・監査及び管理状況の報告等

### (点検・監査)

第二十四条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

### (紛失等への対応)

第二十五条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなつた場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

### (管理状況の報告等)

第二十六条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

- 2 総括文書管理者は、法第九条第三項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力をを行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から法第三十一条の規定による勧告があつた場合には、必要な措置を講じるものとする。

## 第九章 研修

### （研修の実施）

第二十七条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

### （研修への参加）

第二十八条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

## 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

### （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）

第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。

（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第三十条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。

一 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

二 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であつて、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「指定者」という。）が期間（極秘密文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

一 極秘密文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画・防災部長、私学部長、スポーツ庁次長、文化庁次長又は施設等機関等の長

二 秘文書 主任文書管理者又は文書管理者（施設等機関等の文書管理者を除く。）

3 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなつたと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。

6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。

7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。

8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、文部科学大臣に報告するものとする。

9　他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

10　総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

## 第十一章 補則

### （特別の定め）

第三十一条　法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の保存その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合においては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによるものとする。

### （細則）

第三十二条　この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1　この訓令は、平成二十七年十月一日から実施する。

#### （経過措置）

2　日本学士院及び日本芸術院に対する第十九条第一項の規定の適用については、これらの機関において文書管理システムが導入されるまでの間は、同項中「文書管理システム」とあるのは、「行政

文書ファイル等の管理を適切に行うための情報システム」とする。

（文部科学省本省内部部局文書決裁規則等の一部改正）

3 次に掲げる訓令の規定中「文部科学省行政文書管理規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）」を「文部科学省行政文書管理規則（平成二十七年文部科学省訓令第十七号）」に改める。

- 一 文部科学省本省内部部局文書決裁規則（平成十三年文部科学省訓令第一号）第二条第二項
- 二 文部科学省本省公印規則（平成十三年文部科学省訓令第二号）第九条第二項
- 三 文部科学省文書取扱規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第二号）第四条第二号

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、令和二年七月六日から実施する。

法令の制定又は改廃及びその経緯	別表第一 行政文書の保存期間基準	
	事 項	業務の区分
当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間
		具体例

法律の制定又は改定及びその経緯		(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	三十年
(2)法律案の審査		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・業の状況調査 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・審査録 ・法制局提出資料
法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）				

(6)官報公示	(5)国会審議	(4)閣議	(3)他の行政機関への協議
官報公示に関する文書その他	国会審議文書（一の項へ）	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	行政機関協議文書（一の項ハ）

・官報の写し	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見 案・同案の閣議請議書	・配付資料 ・案件表 ・閣議請議書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答
--------	--	-------------------------	--

	二				
の 経 緯	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ	(1)締結の検討	(7)解釈又は運用の基準の設定	その他の の公布	
②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらにに対する ニ)	①外国（本邦の域外にある國又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及び 二）	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	ト	の公布に関する文書（一の項
三十年					本）
・各省からの質問 ・各省への協議案 ・意見	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	・逐条解説 ・ガイドライン ・アーリング	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ	・公布裁可書（御署名原本）

(4)国会審議	(3)閣議	(2)条約案の審査	回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項口） ③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）
国会審議文書（二の項ニ）	書（二の項ハ） 及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文

・想定問答 ・趣旨説明 ・議員への説明	・案件表 ・配付資料	・閣議請議書 ・審査録 ・法制局提出資料	・業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析	・各省からの質問・意見に対する回答
---------------------------	---------------	----------------------------	--	-------------------

		三					
政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	(6)官報公示その他の公布	(5)締結				
②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	①立案基礎文書（一の項イ）	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）				
三十年							
・議事の記録 ・諮詢 ・開催経緯 ・政務三役会議の決定	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）	・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書 ・調印書	・条約書・署名本書 ・国会審議録	・答弁書		

(4)他の行政	手続 (3)意見公募	(2)政令案の審査	
行政機関協議文書（一の項ハ）	意見公募手続文書（一の項ハ）	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）

・各省への協議案	・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 ・条文、参考条文 ・意見公募要領	・審査録 ・法制局提出資料	・業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	・中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・配付資料
----------	-----------------------------	--	------------------	----------------------------	--

(5)閣議	機関への協議	(6)官報公示その他の公布	(7)解釈又は運用の基準の設定
閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項二）		官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）

・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答	・5点セツト（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参考条文）	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン
--------------------------------------	-------------------------------	-------------------------	--

				四
		緯 びその は改廃及 他の規則 の制定又	省令その の規定	
(2)意見公募		(1)立案の検討	(1)立案基礎文書（一の項イ）	チ）
意見公募手続文書（一の項ハ）	③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	①立案基礎文書（一の項イ）	三十年
・省令案・規則案 アーリング	・関係団体・関係者のヒ 業の状況調査	・提言 ・中間報告、最終報告、 ・配付資料 ・議事の記録	・諮詢 ・開催緯 ・政務三役会議の決定 ・大臣指示	・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・基本方針

手続

			(3) 制定又は改廃	
準の設定 運用の基 (5)解釈又は 運用の基準の設 定のための決裁文書（一の項チ）	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一の項ト） ②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項チ）	(4)官報公示 官報公示に関する文書（一の項ホ）	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	

・訓令、通達又は告示 ・ガイドライン ・逐条解説 ・アーリング	・業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ	・官報の写し ・参照条文	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、 果及びその理由	・提出意見を考慮した結果 ・提出意見 ・意見公募要領 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参考条文
--	------------------------	-----------------	------------------------------------	--



その他の 重要な経 緯	(3)質問主意 書に対する 答弁に 関する閣 議の求め 及び国会 に対する 答弁その 他の重要 な経緯	(3)質問主意 書に対する 答弁に 関する閣 議の求め 及び国会 に対する 答弁その 他の重要 な経緯	②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検査 を経た文書（三の項口）	②決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機関） (※会計検査院保有の ものを除く。)

・案件表	・配付資料
・決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機関） (※会計検査院保有の ものを除く。)	
・別会計・政府関係機関	
・決算書（一般会計・特 別会計・政府関係機関） (※会計検査院保有の ものを除く。)	
・審査録	
・答弁案	
・案件表	
・閣議請議書	
・配付資料	
・答弁書	

		(4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の中重要な経緯の（一の項）から四の項まで及び五の項		①立案基礎文書（五の項イ）	
		②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）	
④行政機関協議文書（五の項					
・各省への協議案	・任意パブコメ	・アーリング	・業の状況調査	・中間報告、最終報告、	・議事の記録
		・関係団体	・外国・自治体・民間企	・配付資料	・諮詢
		・関係者とのヒ	・業の状況調査	・建議、提言	・開催経緯

六	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 (これに 準ずるも のを含 む。この への協議そ の行政機関	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 議の決定又 は了解に関 する立案の 検討及び他 文書(六の項イ)	①会議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(六の項 イ)	⑤閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書(五の項ハ)
口)	までに掲 げるもの を除く。)			
③会議の決定又は了解に係る	②会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究	十年		
・各省への協議案	・各省からの質問・意見 に対する回答		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	・各省からの質問・意見 に対する回答

の決定又 て同じ。)の他の重要 な経緯	は了解及 びその経 緯	緯		
じ。)の いて同 じ。	省議(こ れに準ず るものを 含む。こ の項にお いと同 じ。)の 他の重要 な経緯	省議の決定 又は了解に 関する立案 その検討そ の	緯	
案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ)	案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ)	案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ)	案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ)	案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ)
文書(七の項イ)	文書(七の項イ)	文書(七の項イ)	文書(七の項イ)	文書(七の項イ)
②省議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究	①省議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(七の項 イ)	⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ)	④会議に検討のための資料と して提出された文書(六の 項ロ)及び会議(国務大臣 を構成員とする会議に限る) の議事が記録された文書	④会議に検討のための資料と して提出された文書(六の 項ロ)及び会議(国務大臣 を構成員とする会議に限る) の議事が記録された文書
十年	十年	十年	十年	十年
・各省からの質問・意見 に対する回答	・各省からの質問・意見 に対する回答	・各省からの質問・意見 に対する回答	・各省からの質問・意見 に対する回答	・各省からの質問・意見 に対する回答
・関係団体 ・関係者のヒ ・業の状況調 査	・基本方針 ・基本計画 ・大臣指示 ・条約その他の国際約束	・決定・了解文書	・議事の記録 ・配付資料	・議事の記録 ・配付資料

				決定又は 了解及び その経緯
		複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	<p>③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口）及び省議の議事が記録された文書</p> <p>④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）</p>
八 政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他的重要イ	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）  ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）	十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・総理指示</li> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>
				アーリング

		九	
の経緯 定及びそ な経緯	基準の設 して示す の他の重 要	他の行政 機関に対 する立 案の検討そ の他の重 要	な経緯
②立案の検討に関する審議会	①立案基礎文書（九の項イ）	⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	<p>③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）</p> <p>④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）</p>
		十年	
・開催経緯 ・政務三役会議の決定	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	・申合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省への協議案</li> <li>・各省からの質問・意見</li> <li>・各省からの質問・意見に対する回答</li> <li>・開催経緯</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> </ul>

十								
団体 に對	地方 公共							
に基 準の 設 定	に 關 する 立							
①立案基礎文書（九の項イ）	⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）					等文書（九の項イ）
十年								
・ 基本 計 画	・ 基 本 方 針	・ 通 知	・ 基 準 案	・ 業 の 状 況 調 査	・ 外 國 ・ 自 治 体 ・ 民 間 企 業	・ 中 間 答 申 、 最 終 答 申 、 最 終 報 告 、 最 終 報 告	・ 配 付 資 料	・ 議 事 の 記 録
			・ ア リ ン グ	・ 関 係 團 體 ・ 關 係 者 の ヒ			・ 建 議 、 提 言	・ 諮 問

				して示す 案の検討そ の他の重要 な経緯	基準の設 定及びそ の経緯
			②立案の検討に関する審議会 等文書（九の項イ）		
		③立案の検討に関する調査研 究文書（九の項イ）			
④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書 （九の項ロ）					
・基準案 アリング	・関係団体 ・関係者のヒ ヤリング	・業の状況調査 ・外国 ・自治体 ・民間企 業の状況調査	・建議、提言 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、	・議事の記録 ・配付資料 ・諮詢	・開催経緯 ・政務三役会議の決定 ・大臣指示 ・条約その他の国際約束



		立案の検討その他 の重要な 経緯		・ 提出意見を考慮した結果及びその理由	
「許認可等」とい う。)に		(2) 行政手続 法第二条 第三号の 許認可等 (以下)		④ 行政手続法第二条第八号口 の審査基準、同号ハの处分 基準及び同号ニの行政指導 指針を定めるための決裁文 書(十の項)	
が記録された文書(十一の項)		⑤ 行政手続法第六条の標準的な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		・ 審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案	
後五年 特定日以 て 日に係る 消滅する の効力が 許認可等		・ 許認可等 の理由 ・ 審査案		・ 標準処理期間案	

(4) 緯 (補助金等 等に係る 予算の執 行の適正	分(以下 「不利益 処分」と いう。) に 重 要 な 經 緯	(3) 行政手續 法第二条 第四号の 不利益処 分項)	関する重 要な經緯
② 他交付に至る過程が記録さ れる文書その	① 交付の要件に関する文書 (十三の項イ)	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書(十二の 項)	
特定日以 日に係る	終了する る事業が 交付に係		五年
・ 理由 ・ 審 查 案	・ 審 查 要 領 ・ 選 考 基 準 ・ 交付規則 ・ 交付要綱 ・ 実施要領	・ 理由 ・ 処 分 案	

(5) 不服申立てに る審議会 等におけ る	(5) 不服申立てに る審議会 等におけ る	の交付に 関する重 要な経緯	う。以下 同じ。」	金等をい う。以下 同じ。」	項の補助 二条第一 九号) 第 百七十 九年法律 十年法律 (昭和三 化に る法 律	れた文書(十三の項口) ③補助事業等実績報告書(十 三の項ハ)
の項イ)	①不服申立てにおける陳述の 内容を錄取した文書(十四	裁決、決 定その他 の処分が される日				後五年
		・ 錄取書			・ 実績報告書	

(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な重要な	②審議会等文書（十四の項口）				十年	定日以後に係る特	・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	る検討その他的重要な経緯
	③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）							
③判決書又は和解調書（十五	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	④裁決書又は決定書（十四の項ニ）						
十年	定日以後に係る特 結する日	訴訟が終						
・ 判決書	・ 書証 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書	・ 期日呼出状	・ 訴状 ・ 反論書 ・ 意見書 ・ 裁決・決定書				

十二		法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第二条の審査基準、同号ハの处分基準、同号ニの行針及び同法第六条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経	等文書（十の項）	の項ハ）
開催経緯	諮詢	議事の記録	配付資料	中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）
和解調停	和解調停	議事の記録	配付資料	中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）
果及びその理由	提出意見	提出意見	提出意見	提出意見を考慮した結果	③意見公募手続文書（十の項）

(4) 行政手続法第二条第八号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	(5) 行政手続法第六条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	(2) 許認可等に関する重要な経緯	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	緯	緯
不利益処分をするための決裁文書（十二の項）	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）			
五年	後五年	特定日以	日に係る	消滅する	の効力が
・理由	・処分案			・理由	・審査案
					・標準処理期間案

		(4) 補助金等の交付		① 交付の要件に関する文書 (十三の項イ)	
共団体に対する交付を含む。)に 関する重要な経緯	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	② 審議会等文書 (十四の項ロ)	① 不服申立て書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 (十四の項イ)	③ 补助事業等実績報告書 (十三の項ハ)	② 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 (十三の項ロ)
十年定日以後に係る特	定その他の処分がされる日	裁決、決定	裁決、決定	後五年	終了する日に係る特定日以
・弁明書	・答申、建議、意見	・配付資料	・議事の記録	・詰問	・審査要領・選考基準
					・交付規則・交付要綱・実施要領

十三 る事項 職員の人事に関する事項	(1) 人事評価 の制定又 実施規程	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	するための決裁文書その他 当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）
研究文書（十六の項イ）	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	十年	訴訟が終結する日 定日以後	・反論書 ・意見書
十年	・外国・自治体・民間企業の状況調査	・和解調書 ・判決書 ・書証	・各種申立書 ・準備書面 ・答弁書 ・期日呼出状	・裁決・決定書
・関係団体・関係者のヒ				

は び そ の 経 緯	(2) 職員の研 修の実施	修の実施	に関する 計画の立 案の検討	その他の 職員の研 修に關す る						
					②制定又は変更のための決裁文書（十六の項口）	③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）	④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）		
三年					文書（十六の項口）	文書（十六の項ハ）	文書（十六の項ニ）	研究文書（十七の項）		
アーリング	規程案	協議案	回答書	報告書	業の状況調査	・ 外国・自治体・民間企 業の状況調査	・ 関係団体・関係者のヒ アリング	・ 計画案 アーリング	実績	・ 実績

その他の事項			
	(4) 退職手当の支給に関する重要な経緯	(3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯	る重要な 経緯
	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	
	支給制限 ・調書	三年 ・承認書	

告示、訓令及び通達の制定及びその経緯又は改廃	案の検討その他の重要な経緯（一の項から十三の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書（二十の項イ） ④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）
（1）告示の立案の検討その他の重要な経緯（一の項から十の項までのうち、三の項までに掲げるものを除く。）	（2）立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） （3）意見公募手続文書（二十の項イ） （4）制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）	（1）立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） （2）立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） （3）意見公募手続文書（二十の項イ） （4）制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）

十年

- ・開催経緯
- ・諮詢
- ・議事の記録
- ・配付資料
- ・中間答申、最終答申、  
中間報告、最終報告、  
建議、提言
- ・外国・自治体・民間企  
業の状況調査
- ・関係団体・関係者のヒ  
アリング
- ・告示案
- ・意見公募要領
- ・提出意見
- ・提出意見を考慮した結  
果及びその理由
- ・告示案

十五				
予算及び 決算に關 する事項				
(1)歳入、歳 出、繰越 明許費及 び国庫債	(1)歳入、歳 出、繰越 明許費及び 国庫債務負担行 為の見積に關する書類並び にその作製の基礎となつた 意思決定及び 当該意思決定	緯（一の 項から十 三の項ま でに掲げ るものと 除く。）	(2)訓令及び 通達の立 案の検討 その他の 重要な經 緯（一の 項から十 三の項ま でに掲げ るものと 除く。）	(2)訓令及び 通達の立 案の検討 その他の 重要な經 緯（一の 項から十 三の項ま でに掲げ るものと 除く。）
			文書（二十の項口）	①立案の検討に関する調査研 究文書（二十の項イ）
			②制定又は改廃のための決裁	①立案の検討に関する調査研 究文書（二十の項ハ）
十年				
・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書			・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング

- ・予定経費要求書
- ・継続費要求書
- ・国庫債務負担行為要求書
- ・予算決算及び会計令第十二条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書
- ・行政事業レビュー
- ・執行状況調査
- ・予算の配賦通知

(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書

① 歳入及び歳出の決算報告書  
並びにその作製の基礎となつた意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ）

五年

・歳入及び歳出の決算報告書  
・国の債務に関する計算書  
・継続費決算報告書  
・歳入徴収額計算書  
・支出計算書

・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿  
・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿  
・支出簿  
・支出負担行為差引簿  
・支出負担行為認証官の帳簿  
・計算書  
・証拠書類（※会計検査した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）院保有のものを除く。）

十七	十六		
関する事 独立行政 法人等に	定員及び 機構及び する事項		
(1) 独立行政 法 (平成)	員の要求に な經緯		
①立案の検討に関する調査研 究文書 (二十四の項イ)	意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書 (二十三の項)	⑤国会における決算の審査に 関する文書 (二十二の項ホ)	③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書 (二十二 の項ハ) ④①から③までに掲げるもの のほか、決算の提出に至る 過程が記録された文書 (二 十二の項ニ)
十年	十年		
・関係団体 ・業の状況調査 ・関係者ヒ	・外国・自治体・民間企	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	・意見又は処置要求 (※会計検査院保有の ものを除く。) ・調書

十一  
年法  
律第百三  
号）その  
他の法律  
の規定に  
よる中期  
目標（同  
法第二条  
第三項に  
規定する  
国立研究  
開發法人  
にあつて  
は中長期  
目標、同  
条第四項  
に規定す  
る行政執

- ②制定又は変更のための決裁  
文書（二十四の項ロ）  
③中期計画（独立行政法人通  
則法第二条第三項に規定す  
る国立研究開發法人にあつ  
ては中長期計画、同条第四  
項に規定する行政執行法人  
にあつては事業計画）、事  
業報告書その他の中期目標

・中期目標案  
・中期計画  
・年度計画  
・事業報告書

アリング

規定による法律の他の法規	(2) 独立行政法人通則その他の法律	年度目標。以下この項において同じ。の制
(2) 違法行為等の是正のため必要な経緯	① 指導監督をするための決裁 文書その他指導監督に至る過程が記録された文書（二十五の項イ）	〇の制
五年	検査	報告
• 是正措置の要求	• 検査	• 報告

		十八	
	政策評価 に関する事項		
画の立案の う。) 第六 条の基本計 画の立案の	行政機関が 行う政策の 評価に関する 法律(平成十三年法 律第八十六 号。以下 「政策評価 法」とい う。)	要な経緯 に関する重 導監督に び検査そ の他の指 る報告及 の結果の内 文書(二十五 の項口)	必要な措置 その他の指 導監督に の結果の内 文書(二十五 の項口)
③基本計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制 定又は変更の通知に関する	①政策評価法第六条の基本計 画又は政策評価法第七条第 一項の実施計画の制定又は 変更に係る審議会等文書 (二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制 定又は変更に至る過程が記 録された文書(二十六の項 イ)	①政策評価法第六条の基本計 画又は政策評価法第七条第 一項の実施計画の制定又は 変更に係る審議会等文書 (二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制 定又は変更に至る過程が記 録された文書(二十六の項 イ)	要な措置その他の指 導監督に の結果の内 文書(二十五 の項口)
・通知 ・基本計画案 ・アリング	・業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言	・是正措置
		十年	





④政策評価法による事前評価  
に関する文書（二十七の項  
へ）

⑤公共事業の事業計画及び実  
施に関する事項についての  
関係行政機関、地方公共團  
体その他の関係者との協議  
又は調整に関する文書（二  
十七の項口）

⑥事業を実施するための決裁  
文書（二十七の項ハ）

⑦事業の経費積算が記録され  
た文書その他の入札及び契  
約に関する文書（二十七の  
項ニ）

⑧工事誌、事業完了報告書そ  
の他の事業の施工に関する  
文書（二十七の項ホ）

・事業評価書  
・評価書要旨

・協議・調整経緯

・実施案

・経費積算

・仕様書

・業者選定基準

・入札結果

・工事誌

・事業完了報告書

・工程表



		二十二 文書の管 理等に關 する事項		二十二 文書の管 理等		(2) 審議会等 へ一の項 から二十 の項まで に掲げる ものを除 く。)		審議会等文書（二十九の項）	
行政文書フ ァイル管理 簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）		行政文書フ ァイル管理 簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）		行政文書フ ァイル管理 簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）		行政文書フ ァイル管理 簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）		行政文書フ ァイル管理 簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	
行政文書フ ァイル等の移管又 は廃棄の状況が記録された帳 簿（次に掲げるものを除く。）	帳簿（三十二の項）	決裁文書の管理を行うための めの帳簿（三十一の項）	取得した文書の管理を行うた くの帳簿（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）	行政文書フ ァイル管理簿その 他の業務に常時利用するもの として継続的に保存すべき行 政文書（三十の項）
三十年	三十年	五年	期限	常用（無	中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	配付資料	議事の記録	・ 訪問	・ 開催経緯
・ 移管・廃棄簿	・ 決裁簿	・ 受付簿		・ 行政文書フ ァイル管理 簿					



		二十四	
	試験に関する事項	広報に関する事項	
果及びその結	試験に関する立案の検討に関する立案の検討	緯結果に関する重要な経緯	広報に関する立案・実施及びその結果に関する重要な経緯
	書及び調査研究文書	文部科学省の広報及び文部科学省等が主催又は共催する国内式典・会議・研修等行事の企画の検討に関する会議等文書及び調査研究文書（他の号に該当するものを除く。）	文部科学省の広報及び文部科学省等が主催又は共催する国内式典・会議・研修等行事の企画の検討に関する会議等文書及び調査研究文書（他の号に該当するものを除く。）
	五年	十年	重要な文書（口及びハに掲げるものを除く。）
業の状況調査	・建議、提言 ・中間報告、最終報告、 ・配付資料 ・議事の記録 ・開催経緯 ・アーリング	・議事の記録 ・配付資料 ・議事の記録 ・関係団体・関係者のヒアリング ・業の状況調査 ・外国・自治体・民間企	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 ・議事の記録 ・関係団体・関係者のヒアリング ・業の状況調査 ・外国・自治体・民間企
・外国・自治体・民間企			・国有財産の報告に関する文書

二十六	調査に関する事項	調査に関する立案の検討に関する会議等文書、調査研究及び調査結果報告書	試験の結果に関する文書	
調査の実施、調査の進捗管理に関する重要文書	文部科学省所管の事務に関する調査の実施方針・進捗管理に関する文書	立案の検討に関する会議等文書、調査研究及び調査結果報告書	試験の結果に関する文書	試験の結果に関する文書
五年	五年	十年	常用(無期限)	・合格者決定・合格者(有資格者)名簿
回答文書 ・依頼文書 ・調査票 ・実施要項 ・アーリング ・調査結果報告書	・関係団体・関係者のヒアリング ・業の状況調査 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・中間報告、最終報告、建議、提言 ・配付資料 ・議事の記録 ・開催経緯	・議事の記録 ・配付資料 ・議事の記録 ・開催経緯	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・議事の記録 ・開催経緯	・関係団体・関係者のヒアリング ・業の状況調査 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・中間報告、最終報告、建議、提言 ・配付資料 ・議事の記録 ・開催経緯

二十八		二十七	
する事項	契約に関する事項	国際交流に関する事項	な経緯
緯（十九の	契約に関する重要な経緯	国際交流に関する立案及び結果	調査における調査票情報及びドキュメント情報（電磁的記録に限る。）
た文書	他契約に至る過程が記録された文書	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	調査における調査票のドキュメント情報（電磁的記録に限る。）
に係る特	契約が終了する日	十年	常用（無期限）
に	・協議書案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間報告、最終報告、</li> <li>・建議、提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査における調査票の内容及び調査票情報や集計処理等の仕様を示した内容を記録した電磁的記録</li> </ul>
	・仕様書案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業の状況調査</li> <li>・関係団体</li> <li>・自治体</li> <li>・民間企業</li> <li>・関係者のヒアリング</li> <li>・実施結果報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び調査票情報や集計処理等の仕様を示した内容を記録した電磁的記録</li> </ul>

備考

項及び二十

三の項に掲  
げるものを  
除く。)

定日以後  
五年

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となつた国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文

- 
- 7　国会審議文書　国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8　関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものと含む。）　閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大蔵等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- 9　省議（これに準ずるものと含む。）　省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大蔵等で構成される会議
- 10　特定日　第十五条第十一項（施行令第八条第七項）の保存期間が確定することとなる日（十九の項にあつては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であつて、四月一日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあつては、その日）
- 一　職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三　本表の第三欄は、法第四条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な

経緯が記録された文書である。

四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。

五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参照し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

#### 別表第二 保存期間満了時の措置の設定基準

##### 1 基本的考え方

法第一条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにしておくこと」とされ、法第四条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】～【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に保管するものとする。

**【I】** 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

**【II】** 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

**【III】** 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

**【IV】** 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

## 2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

### (1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第一に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、

次の表（用語の意義は、別表第一の用語の意義による。）の下欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
法律の制定又は (1)立案の検討		移管

三 緯		二 条約その他の国 際約束の締結及びその経緯		一 改廃及びその経緯	
(6)官報公示その他の公布	(5)閣議	(4)他の行政機関への協議	(3)法律案の審査	(2)法律案の審査	(1)締結の検討
移管 重要性がないものは除く。) （経済協力関係等で定型化し、					

			四	
		省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討 (2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示 (5)解釈又は運用の基準の設定	(7)解釈又は運用の基準の設定
五	閣議の決定又は了解及びその経緯	閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるもの含む。）の決定又は了解及びその経緯	移管	
	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（一の	移管		

八 複数の行政機関	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	七 省議（これに準ずるもの）を含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	六 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるもの）を含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯
	複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対する示す基準の設定及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯
	移管	移管	移管

			九	
			九	による申合せ及びその経緯
十一 経緯	個人の権利義務の得喪及びその 経緯	個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	十 経緯	他の行政機関に 対して示す基準 の設定及びその 経緯
(2) 許認可等に関する重要な経緯	(1) 行政手続法第二条第八号ロの審査基準、 同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指 針及び同法第6条の標準的な期間に関す る立案の検討その他の重要な経緯	以下について移管（それ以外は廃 棄。以下同じ。）	地方公共団体に 対して示す基準 の設定及びその 経緯	基準の設定に関する立案の検討その他 の重要な経緯
・ 国籍に関するもの				重要な経緯

		(3) 不利益処分に関する重要な経緯	
		(4) 補助金等の交付に関する重要な経緯	
十二 経緯 法人の権利義務 の得喪及びその 立案の検討その他の重要な経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、 同号ハの处分基準、同号ニの行政指導指 針及び同法第6条の標準的な期間に関す る立案の検討その他の重要な経緯	(5) 不服申立てに関する審議会等における検 討その他の重要な経緯  (6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提 起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の交付の要件に関する文書</li> </ul> <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> <li>審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの</li> </ul> <p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</li> </ul>
移管			廃棄

(2) 許認可等に関する重要な経緯

以下について移管

- ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの

- ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの

(3) 不利益処分に関する重要な経緯

(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯

(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯

文書

以下について移管

- ・補助金等の交付の要件に関する

廃棄

(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯

- ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
- ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
- ・法令の解釈やその後の政策立案について



## 予算及び決算に

## 関する事項

(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（五の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）

以下について移管

(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に	<p>（1）歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（五の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政法第十七条第二項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。）</li> <li>・財政法第二十条第一項の予定経費要求書等の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。）</li> <li>・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書</li> </ul>
(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に	<p>（1）歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（五の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政法第十七条第二項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。）</li> <li>・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書</li> </ul> <p>以下について移管</p> <p>・財政法第三十七条第一項の規定</p>

---

---

関する重要な経緯（五の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）

---

による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。）

- ・財政法第三十七条第三項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）

- ・財政法第三十五条第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となつた方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録さ

十八		十七	十六	
政策評価に関する事項	独立行政法人等に関する事項	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	
政策評価法第六条の基本計画の立案の検討、 関する重要な経緯	(1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（同法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他重要な経緯 (2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に	(1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（同法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあつては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他重要な経緯 (2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に	移管	・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書 予備費に係る調書を含む。）
移管		移管	移管	された文書（財務大臣に送付した 予備費に係る調書を含む。）

二十		十九	る事項
榮典又は表彰に 関する事項	公共事業の実施 に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業 計画の立案に関する検討、関係者との協議 又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	政策評価法第十条第一項の評価書の作成そ の他の政策評価の実施に関する重要な経緯
榮典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経 緯（五の項(4)に掲げるものを除く。）		以下について移管 ・ 総事業費が特に大規模な事業（例 …百億円以上）については、事業 計画の立案に関する検討、事業 完了報告、評価書その他の特に 重要なもの ・ 工事誌	以下について移管 ・ 総事業費が特に大規模な事業（例 …百億円以上）については、事業 計画の立案に関する検討、事業 完了報告、評価書その他の特に 重要なもの ・ 工事誌
・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定 ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定	以下について移管 ・ 榮典制度の創設・改廃に関する もの		

二十一	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（一の項から二十の項までに掲げるものを除く。） (2)審議会等（一の項から二十の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
二十二	文書の管理に関する事項	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
二十三	国有財産の管理及び処分の実施に関する事項	以下について移管 ・移管・廃棄簿	・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの

				二十四 広報に関する事
二十七 国際交流に関する事項	二十六 調査に関する事項	二十五 試験に関する事項	項	二十四 広報に関する立案・実施及びその結果に関する重要な経緯
二十七 国際交流に関する事項	(1) 調査に関する立案の検討に関する重要な 経緯	試験に関する立案の検討に関する重要な経 緯及びその結果	試験に関する立案の検討に関する重要な経 緯及びその結果	以下について移管
二十七 国際交流に関する事項	(2) 調査の実施、調査の進捗管理に関する重 要な経緯	以下について移管	以下について移管	以下について移管
二十七 国際交流に関する事項	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案 等に大きな影響を与えた事案に 関するもの	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案 等に大きな影響を与えた事案に 関するもの	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案 等に大きな影響を与えた事案に 関するもの	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案 等に大きな影響を与えた事案に 関するもの

## 二十八 契約に関する事

契約に関する重要な経緯（十九の項及び二二 廃棄

### 項 十三の項に掲げるものを除く。）

- ② 以下の上欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、下欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画</li><li>・年間実績報告書等</li><li>・施行状況調査・実態状況調査</li><li>・意見・勧告</li><li>・その他これらに準ずるもの</li></ul>
国際協力・国際交流 国際会議 国際協力・国際交流 価に関する文書	<ul style="list-style-type: none"><li>・国際機関（I M F、I L O、W H O等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であつて、重要な国際的的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書</li><li>・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評</li></ul>

統計調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの</li> <li>・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書</li> <li>・一般統計調査の調査報告書</li> </ul>
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次報告書</li> <li>・広報資料</li> <li>・大臣記者会見録</li> <li>・大臣等の事務引継書</li> </ul>

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であつて、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方によらして、(1)の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位

等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック等

② 総括文書管理者は文部科学省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方によらして、(1)の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

③ 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和二十七年度までに作成・取得された文書

昭和二十七年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、

1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方によらして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。